

一般廃棄物処理業許可証

住 所 埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号  
 氏 名 クリーンシステム株式会社  
 代表取締役社長 田口 幸隆  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 048-831-4615

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

寄居町長 花輪 利一郎

許可の年月日 平成29年4月1日

許可の有効期限 平成31年3月31日

記

営業所の所在地	埼玉県さいたま市桜区道場三丁目27番20号 クリーンシステム株式会社 秋ヶ瀬営業所 埼玉県鶴ヶ島市高倉1217番地5 クリーンシステム株式会社 西部支店																																																						
一般廃棄物の種類	<p>業の区分： 収集・運搬（寄居町外の一般廃棄物は荷卸しに限る。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取扱い一般廃棄物の種類</th> <th>取扱い</th> <th>条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">生活系ごみ</td> <td>特定家庭用機器一般廃棄物</td> <td>—</td> <td rowspan="15">寄居町内で収集したもので、清掃センターで受入可能なものに限る。</td> </tr> <tr> <td>建築廃棄物（自己解体ごみ）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>多量ごみ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>在宅医療廃棄物</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他のごみ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">事業系ごみ</td> <td>紙くず</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>繊維くず</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動植物性残さ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他のごみ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">事業系ごみ</td> <td>紙くず</td> <td>○</td> <td rowspan="10">さいたま市、志木市、三芳町、富士見市、新座市、所沢市、桶川市、熊谷市、深谷市、行田市、北本市、鴻巣市、狭山市、入間市、東松山市、埼玉西部環境保全組合、坂戸市の区域から排出される紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、食品循環資源の5種類、上尾市、久喜宮代衛生組合の区域から排出される動植物性残さ、食品循環資源の2種類、杉戸町、春日部市、蓮田白岡衛生組合、越谷市、川越市、飯能市の区域から排出される食品循環資源に限る。</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>繊維くず</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動植物性残さ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>食品循環資源</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動物のふん尿</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>動物の死体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>焼却灰</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他のごみ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療廃棄物</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	取扱い一般廃棄物の種類	取扱い	条件等	生活系ごみ	特定家庭用機器一般廃棄物	—	寄居町内で収集したもので、清掃センターで受入可能なものに限る。	建築廃棄物（自己解体ごみ）	—	多量ごみ	—	在宅医療廃棄物	—	その他のごみ	—	事業系ごみ	紙くず	○	木くず	○	繊維くず	○	動植物性残さ	○	その他のごみ	○	事業系ごみ	紙くず	○	さいたま市、志木市、三芳町、富士見市、新座市、所沢市、桶川市、熊谷市、深谷市、行田市、北本市、鴻巣市、狭山市、入間市、東松山市、埼玉西部環境保全組合、坂戸市の区域から排出される紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、食品循環資源の5種類、上尾市、久喜宮代衛生組合の区域から排出される動植物性残さ、食品循環資源の2種類、杉戸町、春日部市、蓮田白岡衛生組合、越谷市、川越市、飯能市の区域から排出される食品循環資源に限る。	木くず	○	繊維くず	○	動植物性残さ	○	食品循環資源	○	動物のふん尿	—	動物の死体	—	焼却灰	—	ばいじん	—	汚泥	—	その他のごみ	—		医療廃棄物	—
区分	取扱い一般廃棄物の種類	取扱い	条件等																																																				
生活系ごみ	特定家庭用機器一般廃棄物	—	寄居町内で収集したもので、清掃センターで受入可能なものに限る。																																																				
	建築廃棄物（自己解体ごみ）	—																																																					
	多量ごみ	—																																																					
	在宅医療廃棄物	—																																																					
	その他のごみ	—																																																					
事業系ごみ	紙くず	○																																																					
	木くず	○																																																					
	繊維くず	○																																																					
	動植物性残さ	○																																																					
	その他のごみ	○																																																					
事業系ごみ	紙くず	○		さいたま市、志木市、三芳町、富士見市、新座市、所沢市、桶川市、熊谷市、深谷市、行田市、北本市、鴻巣市、狭山市、入間市、東松山市、埼玉西部環境保全組合、坂戸市の区域から排出される紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、食品循環資源の5種類、上尾市、久喜宮代衛生組合の区域から排出される動植物性残さ、食品循環資源の2種類、杉戸町、春日部市、蓮田白岡衛生組合、越谷市、川越市、飯能市の区域から排出される食品循環資源に限る。																																																			
	木くず	○																																																					
	繊維くず	○																																																					
	動植物性残さ	○																																																					
	食品循環資源	○																																																					
	動物のふん尿	—																																																					
	動物の死体	—																																																					
	焼却灰	—																																																					
	ばいじん	—																																																					
	汚泥	—																																																					
その他のごみ	—																																																						
	医療廃棄物	—																																																					
許可の区域	大里郡寄居町全域（収集運搬に係る区域） 寄居町大字三ヶ山313番地 オリックス資源循環株式会社への運搬（荷卸し）区域 寄居町大字三ヶ山328番地 株式会社アイル・クリーンテックへの運搬（荷卸し）区域																																																						
許可の条件	<p>1 平成29年5月18日 指令寄生環第 41 号による。</p> <p>2 寄居町内で収集した一般廃棄物の処分先は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業系可燃ごみ</td> <td>大里広域市町村圏組合立江南清掃センター</td> </tr> <tr> <td>事業系資源ごみ</td> <td>株式会社アイル・クリーンテック（食品循環資源）</td> </tr> </table> <p>3 寄居町外から運搬される一般廃棄物は、寄居町と排出元市町村との協議により認められた期間及び排出事業者ごとの一般廃棄物の種類に限り、排出事業者ごとに定められた許可の区域へ運搬するものとする。</p>	事業系可燃ごみ	大里広域市町村圏組合立江南清掃センター	事業系資源ごみ	株式会社アイル・クリーンテック（食品循環資源）																																																		
事業系可燃ごみ	大里広域市町村圏組合立江南清掃センター																																																						
事業系資源ごみ	株式会社アイル・クリーンテック（食品循環資源）																																																						
備考	<p>許可の更新又は変更等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可（届出）年月日</th> <th>指令番号</th> <th>変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年8月23日</td> <td>指令寄生環第33号</td> <td>更新許可</td> </tr> <tr> <td>平成26年12月26日</td> <td>—</td> <td>排出市町村の変更</td> </tr> <tr> <td>平成27年6月17日</td> <td>指令寄生環第29号</td> <td>更新許可</td> </tr> <tr> <td>平成28年8月12日</td> <td>—</td> <td>法人の代表者</td> </tr> <tr> <td>平成29年5月18日</td> <td>指令寄生環第41号</td> <td>更新許可</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	許可（届出）年月日	指令番号	変更内容	平成25年8月23日	指令寄生環第33号	更新許可	平成26年12月26日	—	排出市町村の変更	平成27年6月17日	指令寄生環第29号	更新許可	平成28年8月12日	—	法人の代表者	平成29年5月18日	指令寄生環第41号	更新許可																																				
許可（届出）年月日	指令番号	変更内容																																																					
平成25年8月23日	指令寄生環第33号	更新許可																																																					
平成26年12月26日	—	排出市町村の変更																																																					
平成27年6月17日	指令寄生環第29号	更新許可																																																					
平成28年8月12日	—	法人の代表者																																																					
平成29年5月18日	指令寄生環第41号	更新許可																																																					